

○久喜市立図書館における複写サービス取扱要綱

平成31年2月25日

教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第11条に規定する複写サービスについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資料等)

第2条 規則第11条第1項に規定する所蔵資料等は、次に掲げる資料をいう。

- (1) 久喜市立図書館（以下「図書館」という。）の所蔵資料
- (2) 規則第6条第3項に規定する他の図書館から借り受けた資料
- (3) 図書館が利用に供しているオンラインデータベース資料
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第7項第1号の規定により国立国会図書館から自動公衆送信により図書館に送信された資料

2 図書館は、前項第2号に規定する資料の複写については、貸し出した図書館が禁止を明示していない場合に行うことができるものとし、図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年1月1日付け社団法人図書館協会、国公立大学図書館協力委員会及び全国公共図書館協議会策定）に基づいて行うものとする。

3 第1項第3号に規定する資料の複写については、各データベースを提供する者との契約等によるものとする。

4 第1項第4号に規定する資料の複写について申込みができる者は、規則第7条第1項により利用券の交付を受けた個人とする。ただし、複写等の作業については、図書館の職員が行うものとする。

(複写の範囲)

第3条 図書館の複写サービスにより複写できる範囲は、別表の複写基準による。

(複写サービスの費用負担等)

第4条 規則第11条第3項に規定する実費は、白黒1枚につき10円又はカラー1枚につき50円とする。

2 複写サービスで可能な用紙の大きさは、日本産業規格A列3番以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に規定するオンラインデータベースを

利用して行う複写サービスは、白黒かつ日本産業規格A列4番の用紙によるものに限る。

(複写の制限)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、複写の申込みに応じないことができる。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) 技術的に複写の困難なもの
- (3) 複写によって損傷を生ずるおそれのあるもの
- (4) 図書館の複写処理能力を超えるもの
- (5) 図書館長又は著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第1条の3で定める職員が、複写を不相当と認めるもの

(指定管理者に関する読替え)

第6条 久喜市立図書館条例（平成22年久喜市条例第99号）第5条の規定により指定管理者が図書館の管理に関する業務を行う場合における前条第5号の規定の適用については、同号中「図書館長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日教委告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月27日教委告示第4号）

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日教委告示第4号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月30日教委告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

複写基準

種別	資料区分	複写の範囲
図書	単行本	目次、前書き、後書きなどを除いた本文の半分以下
	上・中・下巻等複数冊の本	各冊ごとに半分以下
	付録（型紙・旅行ガイドの地図等）	個々の付録の半分以下

	表紙・カバー	絵画や写真の著作物の場合は複写不可。それ以外の著作物の場合は1面の半分以下。著作物でない場合は全面可。
	全集・選集・短編集・論文集等	それぞれの作品・論文・執筆箇所の下
	地図帳	1冊を1著作物とみなし、1冊の半分以下
	俳句集・短歌集・詩集等	1冊を1著作物とみなし、1冊の半分以下
	楽譜集	収録されている個々の楽譜の半分以下
	写真集・画集	複写不可(個々の作品の半分以下だと同一性保持権を侵害する。)
	カット集	1冊の半分以下
	年鑑・白書・新聞縮刷版等	1冊の半分以下
雑誌	最新号	次号発行までは複写不可(ただし、半年刊や年刊、不定期刊の雑誌は、発行後3箇月を過ぎた時点でバックナンバーの扱いとする。)
	バックナンバー	各号の半分を超えない範囲で、個々の記事の全部
	付録	本誌と同じ扱い
	表紙	最新号の表紙は図書の表紙・カバーと同じ扱い。バックナンバーの表紙は全面複写可。
新聞	最新号	朝刊・夕刊等の種類にかかわらず、当日は複写不可(日刊紙は、発行の翌日にバックナンバー扱いとする。)
	バックナンバー	1紙の半分以下
地図	国土地理院発行の地図	全面複写可(国土地理院発行の地図を加工した地図は除く。)
	ゼンリン発行の住宅地図	見開き2ページで1著作物とみなし、見開きページの半分以下

CD・ビデオ	ジャケット	図書の表紙・カバーと同じ扱い
オテープ・DVD	解説書（歌詞集）	1冊を1著作物とみなし、1冊の半分以下
の附属資料	解説書（楽譜）	1楽譜を1著作物とみなし、1楽譜の半分以下
	解説書（解説）	1冊を1著作物とみなし、1冊の半分以下
その他	著作権者が複写可と表示している図書等	著作権者の表示の指示に従う。
	複写について著作権者の許諾を得た資料	全面複写可
	官報や法令その他の著作権の保護の対象とならない資料	全面複写可